

警察署協議会会議録

田川警察署協議会

開催年月日時	令和6年5月10日 午後4時30分 から 令和6年5月10日 午後5時45分 まで	
開催場所	田川警察署 会議室及び署庭	
出席者	警察署協議会	会長以下10名
	警察署	署長、副署長、地域管理官、刑事管理官、総務課長、留置管理課長、会計課長、生活安全課長、刑事第一課長、交通課長、警備課長、地域第三課長、被害者支援・相談係長、交通総務係長
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶（要旨）】</p> <p>新しい委員をお迎えしたところであるが、私を含め委員の皆様方それぞれの立場で感じたこと、改善に関すること及び相談事等、田川警察署の業務運営の一助となるよう忌憚のない意見をよろしく願います。</p> <p>【報告事項等】（署長）</p> <p>1 当署員の懲戒処分事案(傷害致死事案)の説明について</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 事案の概要</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 捜査結果及び処分の内容</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 再発防止対策</p> <p>2 田川警察署の組織運営について</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 組織改正の経緯</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 組織体制の再編・整備</p> <p>【実車を使った電動キックボードに関する説明】（交通総務係長）</p> <p>1 公道を走行するための保安基準</p> <p>2 走行する際の操作要領</p> <p>【質疑応答】</p> <p>○ 署長から、署員の懲戒処分事案を受けて再発防止対策の報告があり、会長から、「住民を守る立場にある警察官にふさわしい、酒の飲み方を含めた職員の教育を</p>		

議 事 概 要

引き続きお願いしたい。」旨の意見があった。

更に、委員から、「職員個々の面接を行うにあたり、どのようなことに気を付け指導されているのか。」旨の質問があり、署長からは、「職員が心を開き、本音で話ができるよう、リラックスした状態をつくるため、個々の職員にあった話題を通して話すよう心掛けています。」更に、「表面的な面接ではなく、日常の会話の中からも個々職員をしっかりと把握するよう努めている。」旨の説明があった。

- 委員から、「組織改正についての説明があったが、改正に伴い人員的な増減もあったのか。」との質問があり、署長から「時代の流れに合わせ、係が横断的に再編されたが大幅な人員の増減はない。」旨の回答があった。
- 委員から、「組織改正がされているが、今後の見通しとして過疎化の問題もあり交番や駐在所の見直しや廃止もあるのか。」旨の質問があり、署長からは「現在、そのような話は聞いていない。」「各交番や駐在所は、その街に合った活動を行っており、住民の皆様の声も入ってきている。」「重要性は認識していることから、廃止等がないように申し入れは行っていく。」旨の回答があった。
- 委員から、「添田町では毎年のように水害が発生し、昨年も住民の方が亡くなっている。」「災害対策として、警察が重点的に取り組んでいることや、体制的なものについて聞かせていただきたい。」旨の質問があり、署長からは「これまで災害対策に携わってきた経験から、災害発生後『72時間の重要性』について重々理解している。」「災害発生に備え、体制を構築して住民の安全安心を確保していきたい。」旨の回答があった。更に、警備課長からは、過去の災害による被害状況の説明があり、「田川警察署においては、機動隊経験者からなる対策部隊を編成して、添田警部交番を部隊活動の拠点として展開することも視野に入れている。」旨の回答があった。
- 委員から、「災害発生時、警察以外に自衛隊、消防及び国交省等各機関の方々が応援に来られるが、指揮系統はどのようになっているのか。」旨の質問があり、署長からは「災害が発生すると自治体に災害対策本部が立ち上がる。」「警察は、救出救助部隊として現場で活動することとなるが、その他の機関と共に災害対策本部の中で連携して活動することとなる。」旨の回答があった。
- 委員から、「電動キックボードによる交通事故も発生していると聞くが、交通规则はどのようになっているのか、運転免許証は必要なのか。」との質問があり、交通総務係長からは、特定小型原動機付自転車の交通方法等について説明する中

議 事 概 要

で、「電動キックボードについては、運転免許証は必要ないが、16歳以上でないと運転できない。」「車や自転車と同じく交通違反行為については、交通違反として処理の対象となる。」旨の回答があった。

- 副会長から、「信号機のない横断歩道を、電動キックボードや自転車が渡ろうとしている場合は、車に停止義務はあるのか。」との質疑があり、交通総務係長からは「自転車や電動キックボードは歩行者でないことから、横断歩道手前で停止しなかったことで交通違反として処理されることはないが、車より弱者の立場であり交通事故防止のため横断歩道の直前で停止してほしい。」「しかし、自転車や電動キックボードは押して歩けば歩行者となることから、その場合は横断歩道手前で止まらなければ交通違反の対象となる。」旨の回答があった。
- 委員から、「生徒のいじめ問題をよく耳にするが、警察は学校とどのように連携して対応しているのか。」旨の質疑があり、生活安全課長からは「いじめ事案が事件として対応できるものについては捜査のうえ、事件を家庭裁判所等へ送ることとなる。」「事件以外の学校問題については、スクールサポーターが毎日のように管内の小中学校を訪問して聞き取りを行い、生活安全課員と連携して事案対応を行っている。」旨の回答があった。更に、委員から「大学の防犯サークルで、警察、小学校と協力して防犯マップを作成し、今後は交通安全の横断幕を作る予定であるが、他に小学校と警察が連携して行っている活動があれば教えてほしい。」旨の質疑があり、生活安全課長からは、「スポーツ大会を開催し、スポーツを通して心を通わせ話しながら関わりを持つ等、大人と子どもがふれあう活動を学校と協力して行っている。」旨の回答があった。
- 委員から、「学校に対して保護者から、学校や教育委員会での対応範囲を超える内容の連絡や相談があるため、警察にも連絡するよう指示しているが対応をお願いしたい。」旨の意見があり、署長からは、「遠慮なく警察に連絡するよう伝えてほしい。」「連絡内容を検討し対応していく。」旨の回答があった。